

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第4回飯塚市個人情報保護審議会
開催日時	令和4年9月7日(水) 午前10時00分～午後11時10分
開催場所	飯塚市役所 本庁舎6階 教育委員会会議室
出席委員	井上(道)委員(会長)、岡松委員(副会長)、下村委員、田中委員
欠席委員	井上(節)委員、柴田委員
事務局職員	手柴総務課長、橋本課長補佐、向野
実施機関	同上
会議内容	<p>「個人情報の保護の法律の改正に伴う個人情報保護制度における対応について」</p> <p>1. 前回の質問に対する回答</p> <p>○開示・訂正・利用停止請求の決定期限について、期間内に開示できなかったらどうなるのか？</p> <p>⇒当該規定までに開示決定を行う必要があり、努力義務規定ではない。</p> <p>○法第89条第2項の規定によると、手数料に実費が含まれるのではないか？</p> <p>⇒開示請求の手数料を無料とすること、及びコピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料と重複して徴収することがないように留意して徴収することは可能。(個人情報保護委員会資料より)</p> <p>2. 個別審議</p> <p>【開示請求に係る手数料について】</p> <p>① 対応の方向性(案)</p> <p>手数料を徴収すべきか、又はこれまで同様写しの交付に係る費用のみを徴収すべきか。</p> <p>個人情報保護制度の目的や趣旨、及び情報公開制度との統一を考慮し、開示手数料は引き続き徴収しないこととする。</p> <p>② 質疑応答・意見</p> <p>・市民から見て分かりやすいよう、条例の書き方に留意してほしい。</p> <p>③ 審議会としての結論</p>

現行同様、開示手数料は無料とし、写しの交付に係る費用等の実費のみ徴収する。

【不服審査事案の審査会への諮問】及び【審議会への諮問】について

① 対応の方向性(案)

【不服審査事案の審査会への諮問について】

個人情報保護に関する審議には専門的知見を要するため、引き続き、現行と同様に個人情報保護審査会を行政不服審査会として位置づけ、同審査会に諮問を行う。

【審議会への諮問について】

改正法の施行により、審議会への諮問を条件とする条例は定められない等、個人情報保護審議会の役割が減少するため、個人情報保護審査会と個人情報保護審議会を統合して一つの機関とする。

② 質疑応答・意見

- ・ 検討の方向性は以下の3つ。
 - (ア)行政不服審査会のみとする。
 - (イ)行政不服審査会、個人情報保護審査会、個人情報保護審議会の3つ全てを現行同様に残す。
 - (ウ)行政不服審査会とは別に、個人情報保護審議会と個人情報保護審査会の2つを統合した機関を設置する。
 - ・ 行政問題全般を扱う行政不服審査会に対し、個人情報保護審査会は個人情報に特化したものであり、(ア)のように2つを統合するのは難しい。別にすべき。
 - ・ 他の自治体の状況はどうか？
 - ⇒情報公開と個人情報の審査会を元々1本化している自治体は多い。個人情報保護に関する審議会と審査会については、現在は分かれているが法改正に伴い今後の1本化を検討している自治体は多い。
 - ・ 審議会と審査会の統合については問題ないと思うが、個人情報保護審議会の大きな役割は個人情報の外部提供等の審議とっていた。国はデジタル化を推奨しており、外部提供について国に判断を委ねることに不安があるが、法改正により市では審議できなくなるのか。
 - ⇒改正法上、事案の内容に応じて意見を伺うことはできるが、是非を問うことはできない。
 - ・ 審議会は個人情報保護の制度に精通しており、審査会と統合しても機能的には差し支えない。
- ③ 審議会としての結論
- ・ 不服審査事案については、個人情報保護審査会を残すべきでる。
 - ・ 審議会への諮問については、審議会の機能を残した上で、個人情報保護審査会と1本化した機関を作る。

【行政機関等匿名加工情報の提供制度について】

① 対応の方向性(案)

個人情報を変元できないよう加工した「行政機関等匿名加工情報」については、法に基づき、都道府県及び政令指定都市において外部提供が開始される。その他の市町村については、経過措置が規定されており、当分の間、外部提供は任意で、義務は課せられていない。

今後、県や政令指定都市における動向を注視しつつ、制度導入について検討していくこととし、条例施行時での導入は見送る。

② 質疑応答・意見

- ・ 県等で実例はどれくらいあり、どのような内容を出しているのか。
⇒平成 29 年度では 5 自治体あった。実際に運用した例として国が気象予報士の名簿を出した提案募集等があるが、現時点での県レベルでは把握していない。法改正後に義務化されるので、今後実例が増えると思う。
- ・ 県が行政機関等匿名加工情報募集提案をする際、市が個人情報の提供することはあるのか。
⇒行政機関単位で保有している個人情報を使用するため、提供することはない。
- ・ 参考例が少ない状態なので、様子を見るのもやむを得ない。

③ 審議会としての結論

条例施行時での導入は見送る。

【運用状況の公表について】

① 対応の方向性(案)

改正法では、個人情報保護制度の運用状況に関する規定はないが、「年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えない」とされている。市政運営の透明性を確保するため、引き続き運用状況の公表を行う。

② 質疑応答・意見

異議なし

③ 審議会としての結論

引き続き、運用状況の公表を行う。

【罰則規定について】

① 対応の方向性(案)

個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会の委員を対象とした守秘義務違反に対する罰則については、改正法に規定が存在していないが、飯塚市行政不服審査会及び情報公開審査会の委員に対する罰則との整合も鑑み、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会委員の守秘義務違反に対する罰則を規定すべきと考える。

- ② 質疑応答・意見
 - ・委員として委嘱を受けた以上は準公務員としての立場を意識づけ、理解する意味も込めて必要であると思う。
- ③ 審議会としての結論
 - 引き続き、罰則を規定すべきである。

【訂正請求等における開示前置主義について】 ※追加検討個票

- ① 対応の方向性(案)

改正法では、保有個人情報の訂正請求、利用停止請求の対象を開示決定により保有個人情報として開示を受ける範囲が確定されたものに限ることとしている(開示請求前置主義)。また、開示を受けた日から90日以内の期限を設けている。

現行条例では開示前置主義を採用していないが、開示決定によって訂正請求・利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲が明確にならないければ、実施機関としては適切な訂正・利用停止の措置を講じることができないため、改正法に則り、開示請求を前提とした訂正請求等を行うことが妥当である。
- ② 質疑応答・意見
 - ・開示から90日の期限も法の通り行うのか。
 - ⇒個人情報が増減して変化するものと捉え、法同様に行う。
 - ・実際には開示なしでの訂正請求はないかもしれないが、わざわざ範囲を限定する必要はないのではないか。開示請求は何度でもできるのに、訂正請求には期限がつくのも違和感がある。
 - ・個人情報開示後の訂正請求があるのが通常ではないかと思う。開示請求がなくても、例えば氏名のフリガナや税金の申告等、職員が気付けば過去の分でも職権で随時訂正を行っている。制度運営上、期限がついても問題はないのではないか。
- ③ 審議会としての結論
 - 開示請求前置主義を取る。

【その他】

- ・条例案ができた際にもう一度審議するかどうか。
 - ⇒意見募集を行った結果とともに、条例案についても策定し、次回10月中旬から下旬にかけて再度審議会を行う予定である。
- ・次回の審議会でも条例案と共に解説も準備できるか。
 - ⇒準備を行う。

会議資料				
公開・非公開 の別	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 公開</td> <td style="padding: 2px;">2 一部公開</td> <td style="padding: 2px;">3 非公開</td> </tr> </table> (傍聴者 0 人)	1 公開	2 一部公開	3 非公開
1 公開	2 一部公開	3 非公開		

その他	
-----	--